生駒市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、養育費の継続した履行確保を図ることを目的として、養育費に関する公正証書等の作成に係る経費の一部に対して予算の範囲内において補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) ひとり親 現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしておらず児童を扶養しているものをいう。
 - (2) 児童 20歳に満たない者をいう。
 - (3) 債務名義 養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾付公正証書、調 停調書、審判書、判決書、和解調書等をいう。

(対象者)

- 第3条 補助金の交付対象者は、生駒市内に居住し、交付申請時において、ひとり親であって、次の各号に掲げる受給要件の全てを満たす者とする。
 - (1) 養育費の取決めに係る経費を負担していること。
 - (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有していること。
 - (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること。
 - (4) 当該養育費の取決めについて、過去に補助金を交付されていないこと。

(補助の対象経費及び交付額)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、養育費を規

定した公正証書等の作成に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料 (養育費以外の法律行為のみの手数料は除く。)
- (2) 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代 (離婚請求及び養育費請求の費用に限る。)
- (3) 戸籍謄本等添付書類取得費用 (養育費に関連するものに限る。)
- (4) 連絡用の郵便切手代
- 2 補助金の交付額は、前項に定める経費の全額とし、43,000円を上限とする。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、公正証書等を作成した日の翌日から起算して6か月以内に、生駒市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公 簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。
 - (1) 世帯全員の住民票の写し
 - (2) 当該ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受 給資格証の写し、当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄 本その他当該ひとり親が当該児童を養育していることを証する書類
 - (3) 補助対象経費に係る領収書等支出を証する書類
 - (4) 養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書に限る。)
 - (5) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、速やかに内

容の審査を行い、補助金の交付の可否及び額を決定する。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し生駒市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めた ときは、申請者に対し理由を付して、生駒市養育費に関する公正証書等作成促 進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による交付決定の通知により、補助金の額の確定通知 を行ったものとみなす。

(実績報告及び交付の請求)

- 第7条 規則第12条第1項の実績報告は、第5条第1項の規定による交付申請 により行ったものとみなす。
- 2 前条第2項の規定による交付決定通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、生駒市養育費に関する公正証書等作成促進補助金請求書(様式 第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、規則第17条第1項の規定による交付決定の取消しをしたときは、生駒市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 第5条による交付申請について、申請者が令和4年5月1日から同年6月2 9日までに公正証書等を作成した場合は、同年12月28日までに生駒市養育 費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書を提出することで、公正証書 等を作成した日の翌日から起算して6か月以内に交付申請がなされたものとみ なす。
- 3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 4 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までに第5条に規定する交付申請を行った場合については、なお従前の例による